



平成24年9月13日

川西市長 大塩 民生 様

川西市総合計画審議会
会長 新川 達郎

第5次川西市総合計画基本構想の策定について（答申）

川西市総合計画審議会規則第2条の規定により、平成24年6月5日付で諮問のありました第5次川西市総合計画基本構想の策定について、本審議会として慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

【川西市総合計画基本構想について】

平成 24 年 9 月 13 日

川西市総合計画審議会

答 申

地方分権の本格的な進展に伴い、基礎的自治体である市が、まちづくりに対して包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、川西市では現在、地域に根ざした住民自治のさらなる充実を支える新たな仕組みづくりに着手されようとしています。

一方で、少子・高齢化や人口減少社会の到来をはじめ、長引く景気の低迷などによる行政経営資源の減少により、地方自治体を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

川西市では、自治会活動やコミュニティ推進(連絡)協議会、地区福祉委員会など、早くから地域活動が積極的に展開されるとともに、ボランティアやNPOなどの市民活動も活発に行われています。今後は、市民と行政がそれぞれの役割と責任のもと、これまで以上に連携・協力しながら公共を担い、支え合っていくことが不可欠となります。

このような状況を踏まえ、川西らしさを生かしたまちづくりを推進するための方策として、地域と行政が適切に連携しつつ、市民参画と協働をさらに推進されることを期待いたします。

今後は、本答申をもとに総合計画が策定され、めざす都市像やまちづくりの目標などを市民、市民公益活動団体、事業者、行政などまちづくりに関わる多様な主体が共有し、その実現に向けてともに実践していくことにより、川西市がより一層の発展を遂げることを切に願うとともに、基本構想の策定にあたっては、以下の事項について特に配慮されることを求め、答申といたします。

なお、本審議会の審議過程で出された基本構想原案及び基本計画原案に対する意見を整理し、別添のとおり「意見集」として取りまとめましたので、併せて提出いたします。総合計画の策定において、基本構想はもとより基本計画の策定の参考として十分検討し活用していただくよう要望いたします。

記

1 都市像の実現に向けた分かりやすく実効性のある計画の策定

まちのビジョンを掲げるだけでなく、実効性のある総合計画とするため、ビジョンを実現する具体的手段の一つとして、総合計画を補完する各種個別計画との関係性を明示するなど、レイアウト・デザインについて工夫されたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
1	【第1部】 - 第1章 - 「計画の名称及び構成と期間」 (原案3～4ページ)	抽象的なビジョンやイメージ図で表現するのではなく、実効性が見えるようこれまでと違う表現とすべき。
2	【第1部】 - 第1章 - 「計画の名称及び構成と期間」 (原案3～4ページ)	計画の全体像が見え、かつ各種個別計画とのつながりが見えるよう具体事例を挙げて記述すべき。例えば、図表については円形で表現してはどうか。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
3	【第2部】 - 第1章 - 「めざす都市像」 (原案 23～24 ページ)	文言のつながりや表現がわかりにくいものは、市民が見ても理解しやすいものに修正すべき。
4	【第2部】 - 第1章 - 「めざす都市像」 (原案 23～24 ページ)	説明文では、「めざす都市像」の標語中の『であい ふれあい ささえあい』の意味合いをそれぞれ説明しているので、その後に続く『「輝き つなぐまち』についても、補足説明が必要なのではないか。
5	【第2部】 - 第1章 - 「めざす都市像」 (原案 23～24 ページ)	めざす都市像の標語をわかりやすく表すロゴを考案したほうがよい。
6	【第2部】 - 第5章 - 「行政経営改革大綱(行政経営のマネジメント)の推進」 (原案 35～36 ページ)	表現方法については、市民にわかりやすく、具体的イメージが湧きやすいものとすべき。また、P36 の図についても同様、見やすいように修正すべき。

2 第4次総合計画の成果・課題等を踏まえた計画の策定

第4次総合計画の成果・課題をはじめ、これまでの「めざす都市像」や「まちづくりの目標」などの変遷を踏まえ、第5次総合計画の方向性や展開を明らかにされたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
7	全体	総合計画を市民に理解してもらうことが重要であり、これまでの総合計画とどの点が違うのか、どういう思いで作成しているのかを明確にすべき。
8	【第1部】 - 第1章 - 「総合計画策定の趣旨とこれまでの経緯」 (原案1ページ)	第4次総合計画の総括を明記したうえで、第5次総合計画の記述へとつないでいくべき。
9	【第2部】 - 第4章 - 全体 (原案 31～34 ページ)	政策(ライフシーン)については、「これからはこういうことが必要だ」という論調で記述されているが、登下校の見守りやパトロールなど、すでに市民主体で行っている事例もある。そうした現状を踏まえて、さらにどのように発展させていくかという視点が必要である。

3 川西市の特徴を生かしたまちづくりの推進

川西市の特徴（地理・歴史・地域資源等）を表す記述をさらに盛り込み、川西らしさを生かしたまちづくりを推進されたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
10	全体	川西市に「住みたい」「帰って来たい」と思わせることができるような表現を盛り込むべき。
11	全体	「子育て世代(30～40歳代)の定住促進」を重点プロジェクトとして掲げ、その戦略的なものを計画の中で明確にしたほうがよい。
12	【第1部】 - 第2章 - 「本市の概況」 「歴史と文化」 (原案5～6ページ)	兵庫県における川西市の位置づけに加え、隣接している大阪府との関連性をもう少し記述したほうがよい。
13	【第1部】 - 第2章 - 「本市の概況」 「歴史と文化」 (原案5～6ページ)	川西市の地理・歴史的な特性として、大阪府に隣接する住宅都市(ベッドタウン)として発展してきたこと、また地形が南北に長く、地域特性にかなり違いがあることなどが挙げられる。それらは「本市の概況」に一部記述があるが、川西市の特徴としてもっと触れる必要があるのではないかと。
14	【第1部】 - 第2章 - 「地域資源」 (原案9ページ)	水と緑に関連する生息物など、「生物多様性」の視点に関する記述を入れるべき。
15	【第1部】 - 第2章 - 「地域資源」 (原案9ページ)	川西市の特色として文化にもっと焦点をあててもよいのではないかと。例えば、「古の浪漫」と「文化の彩」を分けて記述し、文化面では「みつなかホール」を中心に、市民に対してよりアピールできる記述とすべき。
16	【第1部】 - 第2章 - 「地域資源」 (原案9ページ)	「みつなかホール」は利便性の高いところに立地しているにも関わらず、市民に広く利用されていない。存在自体を知らない市民もいるため、もっとPRすべき。
17	【第1部】 - 第2章 - 「地域資源」 (原案9～10ページ)	地勢的な特徴や地域の多様性について記述するとともに、市内の多様で豊かな人材や物産なども川西市の資源であり、その点についても触れるべき。
18	【第1部】 - 第2章 - 「地域資源」 (原案9～10ページ)	点在する地域資源をまちづくりや施策にもっと活用していくべきであり、その観点から、地域資源の記述をもっと充実させたほうがよい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
19	【第1部】 - 第2章 - 「地域資源」 (原案 10 ページ)	川西市では、コミュニティ以外にも、NPOやボランティア団体などの活動が活発であるため、多様な市民活動の広がりについても言及すべき。
20	【第2部】 - 第4章 - 全体 (原案 31～34 ページ)	第4章全般にわたり、「川西らしさがなくなっている」「どこの市の記述がわからない」という意見が出た。大きな視点で方向性を整理していくと、自治体間で表現が重なる部分が多くなるため、例示などを挙げながら川西市の特徴を出していくべき。また、文章を具体化しボリュームを持たせるなど、もう少し記述に対して補足する必要がある。
21	【第2部】 - 第1章 - 「めざす都市像」 (原案 23～24 ページ)	社会環境(人間関係)に対するつながりだけではなく、自然環境との関係性を取り込むべき。 市民の「幸せ」を実現するためには、両面のつながりが欠かせないと考える。
22	【第2部】 - 第1章 - 「めざす都市像」 (原案 23～24 ページ)	川西市固有の資源として、例えば、「清和源氏発祥の地」という歴史や黒川地区の「日本一の里山」に代表される多くの自然があり、川西らしさや強みを記述すべき。
23	【第2部】 - 第1章 - 「めざす都市像」 (原案 23～24 ページ)	人とのつながりに主眼を置いた「めざす都市像」もよいと思うが、自然や歴史、文化の観点も郷土愛を感じさせるうえで重要な要素である。例えば、「人と自然、歴史、文化との共生や出会い」などという表現のほうが川西市の特性とマッチするのではないかと。

4 人口動態や各種統計データを踏まえた方向性の明示

まちづくりを進めていくうえでベースとなる人口動態や将来人口推計等については、要因等を詳細に分析し、今後のまちづくりの方向性を示されたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
24	【第1部】 - 第2章 - 「人口・世帯等の状況」 (原案7ページ)	「人口動態の推移」の年間増減をみると、H18、H19、H22においてマイナス値を記録している。社会動態の増減と併せて具体的要因を分析し、必要に応じて分析結果を記述すべき。
25	【第1部】 - 第2章 - 「人口・世帯等の状況」 【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の実感と意識」 (原案7・13～18 ページ)	単身者世帯数や昼夜間人口比率の推移を記述するなど、将来人口推計に加え、人口動態の変化に関する記述を充実させるべき。また、将来人口の推計方法については「コーホート要因法封鎖型」に限定せず、複数パターンの推計結果を表記してもよいのではないかと。

5 川西市を取り巻く諸条件の変化・影響を踏まえた計画の策定

時代の潮流、国・県の動向等が川西市へ及ぼす影響や、川西市に関連する広域プロジェクトによる将来的な影響について、可能な限り記述するよう努められたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
26	【第1部】 - 第3章 - 「時代の潮流とまちづくりの主な課題」 (原案 11～12 ページ)	全国的な立ち位置で記述されているため、国や県のビジョンを代弁しているような印象がある。「時代の潮流とまちづくりの主な課題」については、川西市としてどのように捉えるのかというスタンスで記述したほうがよい。具体的には、「国民」の安全安心を「市民」の安全安心に置き換えて記述するなど、川西市としての視点で記述すべき。
27	【第2部】 - 第2章 - 「基本的な方向」 「地域別整備方針」 「将来の都市構造」 「土地利用の基本方針」 (原案 25～28 ページ)	「都市計画マスタープラン」での議論に委ねることになるが、新名神高速道路の開通により、産業や土地利用の形態が変わっていくことが想定されるため、将来にわたる影響を考慮すべき。

6 まちづくりの課題に対応した取組方針の明示

アンケート調査等の分析結果を分かりやすく表現するとともに、分析結果から見えるまちづくりの課題に対応するよう、今後取り組むべき方向性を示されたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
28	【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の実感と意識」 (原案 14 ページ)	図が中心に固まってやや見づらいため、大きさや配置を調整すべき。
29	【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の実感と意識」 (原案 14 ページ)	「重点課題」「継続推進」「課題」「要検討」の4象限については、各象限の定義や位置づけ方、データの見方等の説明書きが必要である。
30	【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の『幸せ』の実感と意識」 (原案 21 ページ)	次期総合計画の新体系である「暮らし」「安全安心」「生きがい」「つながり」の文言が、序論である第1部で唐突に出てくるので、説明等で補足すべき。
31	【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の『幸せ』の実感と意識」 (原案 21 ページ)	グラフと年代別マトリクスの数値が整合していないように見えるため、加重平均の数値間に差が出るよう前提条件を変更するなど精査すべき。また、数値の母集団がどこから引用されているのかわかりづらい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
32	【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の『幸せ』の実感と意識」 (原案 19～22 ページ)	世代ごとにグラフ化し、世代ごとの「幸せ」の実感と意識が比較できるようにすべき。
33	【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の『幸せ』の実感と意識」 (原案 19～22 ページ)	地域別で違いがあるのではないかと。年代別のグラフと地域別のグラフにより、それぞれの違いを見せるべき。
34	【第1部】 - 第3章 - 「川西市民の『幸せ』の実感と意識」 (原案 21～22 ページ)	このグラフから分析結果の記述を導き出すことができるのかどうか疑問である。比較対象を再考するなどして、年代別の数値間に差が出るような設定とすべき。

7 適切な役割分担による地域づくりの推進

今後は、まちづくりの多様な主体と行政との役割分担により、まちづくりを進めていくことが極めて重要であることを表現するとともに、協働の定義を明確にしたうえで、取り組みの方向性を示されたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
35	【第1部】 - 第1章 - 「総合計画の役割」 (原案2ページ)	総合計画の役割として、「行政が担うまちづくりの基本施策や方向性、目標などを示すもの」という記述があるが、まちづくりの多様な主体との連携や役割分担を進めていくことが第5次総合計画の方針でもあるため、「多様な主体が担うまちづくりの…」と記述すべき。そのうえで、行政が担うべきことと市民等の主体性に期待されることを明確に表現するとともに、行政の責任領域の範囲についても示すべき。
36	【第2部】 - 第3章 - 「行政主体の計画から協働の計画へ」 (原案 29 ページ)	「市民総参画型・協働型総合計画」とあるが、市民の主体性や担い手が想定できているか、体制は整っているか、覚悟はあるか、言葉だけに終わらないか ということなどを考えると、『総』という表現は行き過ぎではないか。
37	【第2部】 - 第3章 - 「行政主体の計画から協働の計画へ」 「参画と協働の地域社会の実現に向けて」 (原案 29～30 ページ)	第5次総合計画は行政計画であるとともに、まちづくりの多様な主体と共有すべき指針でもあるということが特徴の一つである。さらに協働を進めていくためには、市民・地域・事業者・行政など、まちづくりの様々な主体ごとの役割を意識的に区別すべき。
38	【第2部】 - 第3章 - 「参画と協働の地域社会の実現に向けて」 (原案 30 ページ)	川西市が推進しようとする「参画と協働の地域社会」を実現するにあたっては、情報発信や周知、実践することが重要であることを記述すべき。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
39	【第2部】 - 第3章 - 「参画と協働の地域社会の実現に向けて」 (原案 30 ページ)	「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」にもとづき、「参画」と「協働」のそれぞれの定義をコラム的に記述するほうがよい。
40	【第2部】 - 第4章 - 「つながり(ライフテーマ)の方向性」 (原案 34 ページ)	政策8「尊ぶ」や政策9「関わる」は、むしろ市民力が問われる内容である。「尊ぶ」力を育てるとか、「関わる」力を養うというのは行政主導で考えるよりも、本来は市民が主体となる部分ではないか。今の記述では、すべて行政が担うような見方になってしまう。
41	【第2部】 - 第4章 - 「つながり(ライフテーマ)の方向性」 (原案 34 ページ)	まちづくりを推進していくにあたり、行政が担うべき部分と市民や団体、事業者等が中心的に担う部分をもう少し明示すべき。
42	【第2部】 - 第4章 - 「つながり(ライフテーマ)の方向性」 (原案 34 ページ)	行政が担うのではなく、市民が主体的に担うべきところが今後増えてくると想定されるため、市民の力が必要なところを明確にすべき。
43	【第2部】 - 第5章 - 「行政経営改革大綱(行政経営のマネジメント)の推進」 (原案 35～36 ページ)	「行財政改革推進計画」での議論に委ねる部分があるが、行政経営資源が縮小していく中、行政が担うよりも、市民や地域等と連携して取り組むほうが効率的と考えられる領域の増加が今後想定される。これから行政がどの部分を中心的に担っていくのか、それをどのようにマネジメントしていくのかを「行政経営改革大綱」で記述すべき。
44	【第2部】 - 第5章 - 「行政経営改革大綱(行政経営のマネジメント)の推進」 (原案 35～36 ページ)	これからは、地域の自立や地域間の連携が重要な要素となるため、4つの柱のいずれかに「地域分権の推進」という文言を記述すべき。

8 市民生活の視点に立った横断的な計画体系の構築

市民生活の様々な場面は相互に密接に関連し合い、1つの政策という枠組みに完全に収まるものではないため、市民生活という横断的視点に立ち、政策相互の関係性を示されたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
45	【第2部】 - 第3章 - 「行政主体の計画から協働の計画へ」 (原案 29 ページ)	「幼年期 少年期 青年期… 高年期」など、各ライフステージや時間軸を意識した記述とすべき。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
46	【第2部】 - 第3章 - 「行政主体の計画から協働の計画へ」 【第2部】 - 第4章 - 全体 (原案 29・31～34 ページ)	市民生活の視点で重要なキーワードである「働く」が、政策2「賑わう」の中に位置づけられているが、生業としての『働く(labor)』とは別に、まちのために活動するという意味での『働く(action)』もあり、「賑わう」の 카테고리だけでは言い尽くせないのではないかと。
47	【第2部】 - 第4章 - 「生きがい(ライフテーマ)の方向性」 「つながり(ライフテーマ)の方向性」 (原案 33～34 ページ)	政策6「育つ」と政策9「関わる」については、相関する部分が多い。特に「関わる」は、すべての政策と結びつきが強く、1つの政策という枠組みに収めるのではなく、他の政策との関連性を表現すべき。
48	【第2部】 - 第4章 - 「生きがい(ライフテーマ)の方向性」 「つながり(ライフテーマ)の方向性」 (原案 33～34 ページ)	政策6「育つ」と政策9「関わる」については、ライフステージごとに相互のつながりを見える化すべき。

9 その他

別添の意見集（基本構想原案に対する個別意見及び基本計画原案に対する意見）等をもとに、全般にわたり、語句や記述表現等を適宜加筆・修正されたい。

	該当箇所	基本構想原案に対する審議会意見
49	【第2部】 - 第4章 - 「生きがい(ライフテーマ)の方向性」 (原案 33 ページ)	「ライフ・ロング・ラーニング(生涯学習)」や「地元学」とも言われるように、川西市という自然や歴史、文化のあるまちで、地域や人とのつながりを通じて生涯学び続ける、また育ち・育てられるという視点がこれからは重要である。その意味で、政策7「学ぶ」は、学校教育中心の記述となっており、市民講座やまちづくりを通じた学習機会の展開等の記述も盛り込むべき。
50	【第2部】 - 第4章 - 「生きがい(ライフテーマ)の方向性」 「つながり(ライフテーマ)の方向性」 (原案 33～34 ページ)	政策7「学ぶ」や政策8「尊ぶ」など、政策(ライフシーン)のいずれかに「いじめ問題」についての記述を盛り込むべき。
51	【第2部】 - 第4章 - 「つながり(ライフテーマ)の方向性」 (原案 34 ページ)	「ひとりぼっちにならない、ひとりぼっちにしない」という表現は、個別施策につながるような表現のため、違和感がある。

審議経過

回	開催年月日	主な審議内容
第1回	平成24年6月5日(火) 18時30分～市役所4階庁議室	諮問 第4次総合計画後期基本計画の総括等 今後の審議会の進め方
第2回	平成24年7月3日(火) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本構想原案(第1部)に係る審議
第3回	平成24年7月11日(水) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本構想原案(第2部)に係る審議
第4回	平成24年7月30日(月) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本構想原案に係る意見の調整
第5回	平成24年8月9日(木) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本計画原案(暮らし/安全安心) に係る審議
第6回	平成24年8月24日(金) 18時30分～市役所4階庁議室 他	基本計画原案(生きがい/つながり/ 行政経営改革大綱)に係る審議
第7回	平成24年9月7日(金) 18時30分～市役所4階庁議室	答申(案)の検討
第8回	平成24年9月13日(木) 18時30分～市役所4階庁議室	答申

委員名簿

【敬称略、50音順】

	氏名	職業等	選出区分	備考
1	上田 邦彦	川西市医師会副会長	市民団体等	
2	岡 英樹	市民	公募	
3	荻田 雅仁	川西市商工会理事	市民団体等	
4	小澤 良明	流域ネット猪名川幹事	市民団体等	
5	加藤 晃規	関西学院大学総合政策学部教授	学識経験者	副会長
6	神田 榮治	兵庫県立大学客員教授	学識経験者	
7	金南 咲季	市民	公募	
8	斯波 康晴	市民	公募	
9	直田 春夫	NPO法人NPO政策研究所理事長	学識経験者	
10	田中 淑子	国際ソロプチミスト川西理事	市民団体等	
11	土山 希美枝	龍谷大学政策学部政策学科准教授	学識経験者	
12	中井 成郷	川西市PTA連合会長	市民団体等	
13	中上 直人	川西市社会福祉協議会地域福祉チーム	市民団体等	
14	中村 信行	川西市防犯協会会長	市民団体等	
15	新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	学識経験者	会長
16	福田 義久	川西市農業振興研究会会長	市民団体等	
17	藤村 聡	阪急バス株式会社自動車事業部業務課	市民団体等	
18	堀田 啓子	川西市文化協会川西合唱連盟	市民団体等	
19	水口 充啓	川西市消防団長	市民団体等	
20	三井 ハルコ	NPO法人市民事務局かわにし副理事長	市民団体等	
21	横田 茂	能勢電鉄株式会社総務部長	市民団体等	
22	吉永 京子	川西市コミュニティ協議会連合会長	市民団体等	

